

【公告】

4 農振第 1298 号  
令和 4 年 7 月 25 日

農林水産省農村振興局長

令和 4 年度土地改良専門技術者育成対策の実施について

「土地改良専門技術者育成対策実施要領」(昭和 59 年 11 月 1 日付け 59 構改 C 第 689 号農林水産省構造改善局長通知) 第 3 並びに「土地改良専門技術者育成対策の実施について」(昭和 59 年 11 月 1 日付け 59 構改 C 第 690 号農林水産省構造改善局長通知) 第 1 及び第 3 に基づき、令和 4 年度土地改良専門技術者試験及び令和 4 年度土地改良専門技術者育成講習を別紙のとおり実施することとしたので公告する。

令和4年度土地改良専門技術者育成対策の実施について

農林水産省農村振興局長

「土地改良専門技術者育成対策実施要領」（昭和59年11月1日付け59構改C第689号農林水産省構造改善局長通知）の第3並びに「土地改良専門技術者育成対策の実施について」（昭和59年11月1日付け59構改C第690号農林水産省構造改善局長通知）の第1及び第3の規定に基づき、下記のとおり令和4年度土地改良専門技術者育成対策を実施する。また、土地改良専門技術者試験の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底するものとする。

記

1 土地改良専門技術者試験

- (1) 日 程 令和4年10月7日（金）13時00分～17時00分（4時間）
- (2) 場 所 札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市、那覇市  
（※詳細は別添のとおり）
- (3) 試験の内容

ア 試験区分

試験区分は、次の①～③の中から1部門を選択する。

- ① 農業土木部門
- ② 地域農業開発計画部門
- ③ 農村環境部門

イ 試験方法

各試験区分の試験科目及び試問事項は下表のとおりとし、基礎科目2問及び専門科目2問の計4問について、それぞれ600字程度にまとめる論文形式の筆記試験とする。

なお、農業土木部門の専門科目は6問の中から2問を選択する。

① 農業土木部門

試験科目	試問事項	
基礎科目	土地改良専門技術者としての適格性	事業計画の調査・報告 事業評価
専門科目	土地改良事業計画策定に必要な専門知識	かんがい排水 農地整備 農地防災 畑地帯総合整備 施設管理 中山間地域総合整備

② 地域農業開発計画部門

試験科目	試問事項	
基礎科目	土地改良専門技術者としての適格性	事業計画の調査・報告 事業評価
専門科目	事業の効果算定等に必要な専門知識	営農計画 経済効果

③ 農村環境部門

試験科目	試問事項	
基礎科目	土地改良専門技術者としての適格性	事業計画の調査・報告 事業評価
専門科目	環境配慮計画策定に必要な専門知識	生態系配慮 景観配慮

ウ 合格の基準

基礎科目及び専門科目の計4問のそれぞれの得点が、満点の60%以上の得点を得た者を合格とする。

エ 合格者の公表

可否については、令和5年3月以降に、農村振興局長から本人宛に文書で通知する。

(4) 受験資格

次のアからウのいずれかに該当する者は、受験資格を有する。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において(3)に掲げる部門に関する学科の課程（以下「指定課程」という。）を修めて卒業した者で、土地改良事業に係る業務の経験期間（以下「指定期間」という。）が15年以上の者又は土地改良事業に係る業務のうち調査若しくは計画実務に携わった期間（以下「実務期間」という。）が3年以上の者

イ 学校教育法による短期大学において指定課程を修めて卒業した者で、指定期間が17年以上又は実務期間が5年以上の者

ウ 学校教育法による高等学校を卒業した者で、指定期間が20年以上の者又は実務期間が7年以上の者

2 土地改良専門技術者育成講習

(1) 日 程 令和4年10月3日(月)～10月5日(水)9:30～17:40

令和4年10月6日(木)9:30～14:30

(2) 受講方式 Web会議システムを利用したオンライン受講とする。

(3) 受講環境 当該システムの設定及び受講に関する窓口は、3の(1)の申込み先の機関とする。

(4) 講習内容

時間	10月3日	10月4日	10月5日	時間	10月6日
9:30 ～ 12:00	○農政の課題・展開方向 ○農業農村整備事業の概要	○土地改良法制度の概要 ○事業評価	○農地制度・農業振興地域制度 ○農地中間管理機構 ○中山間地域総合整備	9:30 ～ 12:00	○河川協議 ○農業農村整備事業における地方財政措置 ○鳥獣害対策
13:00 ～ 17:40	○農地整備 ○経済効果 ○かんがい排水・畑地帯総合整備 ○施設管理	○農地防災 ○営農計画 ○環境との調和への配慮 ○換地理論	○事業計画の調査・報告 ○多面的機能支払 ○中山間地域等直接支払 ○環境保全型農業直接支払 ○農村整備・集落基盤等	13:00 ～ 14:00	○情報通信環境整備対策・再生可能エネルギー

※カリキュラム順については、講師の都合により変更する場合があります。

(5) 定 員 約100名

(6) 受講資格 1の(4)と同じとする。

なお、1の試験を受験しない者も、この講義を受講することができる。

3 受講、受験の申込み先等

(1) 申込み先 〒102-0093

東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館 4 階  
全国土地改良事業団体連合会  
土地改良専門技術者育成対策事務局 (Tel 03-3234-5594)  
申込専用メールアドレス [gijutsukai@inaka.jin.or.jp](mailto:gijutsukai@inaka.jin.or.jp)

(2) 申込み締切日 令和 4 年 8 月 26 日 (金) (当日の午後 5 時)

(3) 問合せ先

農村振興局整備部設計課計画調整室 (Tel 03-3502-8111)  
東北農政局農村振興部事業計画課 (Tel 022-263-1111)  
関東農政局農村振興部事業計画課 (Tel 048-600-0600)  
北陸農政局農村振興部事業計画課 (Tel 076-263-2161)  
東海農政局農村振興部事業計画課 (Tel 052-201-7271)  
近畿農政局農村振興部事業計画課 (Tel 075-451-9161)  
中国四国農政局農村振興部事業計画課 (Tel 086-224-4511)  
九州農政局農村振興部事業計画課 (Tel 096-211-9111)  
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 (Tel 098-866-0031)  
北海道農政部農村振興局農村計画課 (Tel 011-231-4111)  
全国土地改良事業団体連合会技術開発部  
土地改良専門技術者育成対策事務局 (Tel 03-3234-5594)

#### 4 新型コロナウイルス感染症防止対策

感染症防止対策は次の対策等の措置を行う。

- ・試験会場の座席は最低限、前後左右 1 m 程度の間隔を空ける。
- ・会場内ではマスクの着用を義務付ける。また、室内の換気をこまめに行う。
- ・受験者及び試験スタッフ等の試験会場入室者全員を対象に検温し、37.5 度以上の発熱、咳等の体調不良が見られる者は、会場への入室を制限する (受験させない)。
- ・会場の出入り口付近に消毒設備を配置し、会場入室の際の手指の消毒を励行する。
- ・試験当日、試験会場内での受験者同士の交流を極力控えるよう受験者に注意喚起 (協力要請) する。

別添

土地改良専門技術者試験場所一覧表

試験場所	所在地	管轄区域	担当局
札幌駅前ビジネススペース 2F 会議室 (カンファレンスルーム 2K)	札幌市中央区北 5 条 西 6 丁目 1-23 第二北海道通信ビル 2 階	北海道	土地改良専門技術者育成対策事務局
東北農政局 1 F 東北農政局会議室	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 A 棟	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	東北農政局
関東農政局 11 F 防災対策室	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野 県、静岡県	関東農政局
北陸農政局 1 F 第 3 会議室	金沢市広坂 2-2-60	新潟県、富山県、石川県、 福井県	北陸農政局
東海農政局 1 F 第 3 会議室	名古屋市中区三の丸 1-2-2	岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局
近畿農政局 4 F 第 4 会議室	京都市上京区西洞 院通 下長者町下る丁子風 呂町	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿農政局
中国四国農政局 10 F 第 10 会議室 A・B	岡山市北区下石井 1 丁目 4 番 1 号	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	中国四国農政局
九州農政局 10 F 農政第 6 会議室	熊本市西区春日 2 丁 目 10 番 1 号 熊本地方合同庁舎 A 棟	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州農政局
沖縄総合事務局 8 F 情報管理室	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方 合同庁舎 2 号館	沖縄県	沖縄総合事務局

※試験場所は、受験者数等により変更する場合があります。

※試験場所は、管轄区域外での受験を可能とする。